

第1章 はじめに

1. 計画策定の目的

本市では、平成21年に「防府市生活交通活性化計画」を、平成26年に「第二次防府市生活交通活性化計画」を、平成30年に「防府市地域公共交通網形成計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、市民、交通事業者、行政が連携して、路線バスをはじめとする生活交通の活性化に関する様々な取組を進めてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、自家用車に依存した生活スタイルの定着など、公共交通を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通の利用者が激減したことに加え、運転士不足、世界情勢を背景とした燃料費の高騰などから、公共交通を引き続き維持・確保することが厳しい状況となっています。

その一方で、高齢者をはじめとする、自らの移動手段を持たない人にとって、公共交通は日常生活を支える大切な交通手段であり、今後さらなる高齢化の進行に伴い、ますますその必要性は高まっていくものと考えられます。

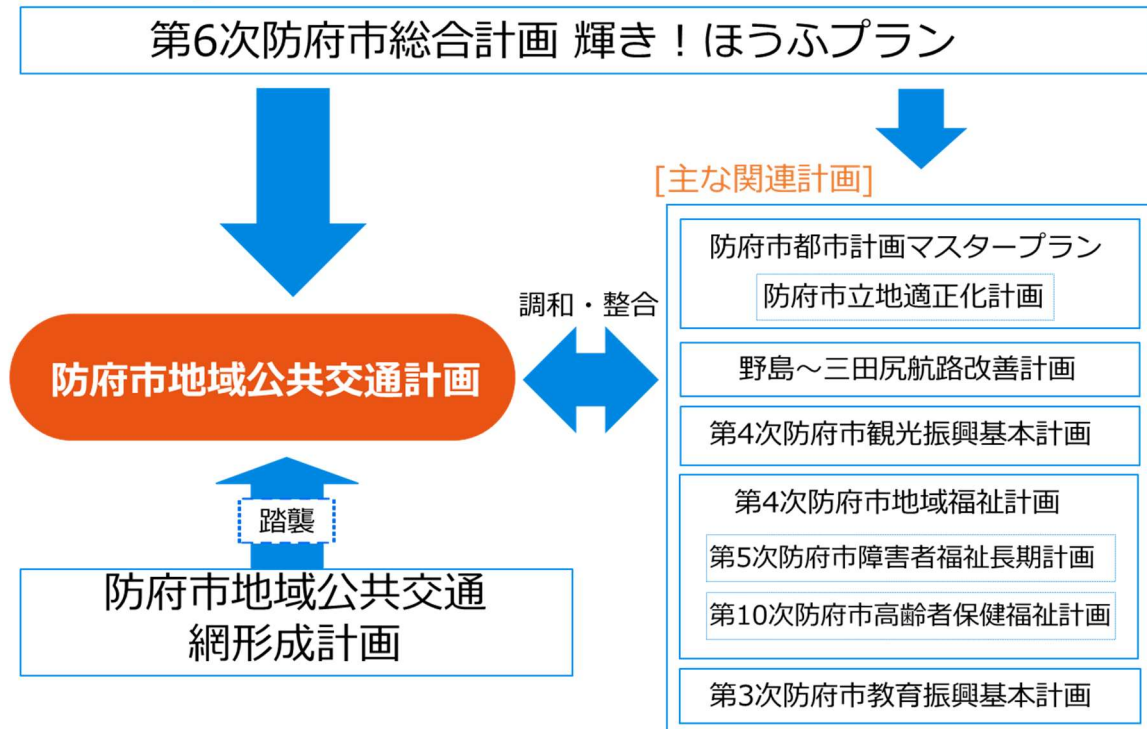
こうした中、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、「活性化再生法」という。）等の一部を改正する法律が施行され、公共交通機関に加え、福祉輸送、スクールバス等地域の輸送資源を総動員し、地域にとって望ましい公共交通ネットワークの構築を図るため、「地域公共交通計画」の策定が地方公共団体の努力義務とされました。

このような背景を踏まえ、活性化再生法等の公共交通関連法の改正、本市を取り巻く社会状況の変化や前計画の評価・検証を踏まえ、公共交通が果たすべき役割を明確にするとともに、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を図ることを目的として、「防府市地域公共交通計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

防府市地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であり、市の最上位計画である「第6次防府市総合計画 輝き！ほうふプラン」に即し、「防府市地域公共交通網形成計画」を踏襲するとともに、関連計画との整合を図るものとします。

[最上位計画]



3. 計画の区域

本計画は、防府市全域を対象とします。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

本市を取り巻く社会の状況が大きく変わるなど、必要に応じて適宜見直しを図ります。

5. SDGs における位置づけ

本計画は、SDGs(持続可能な開発目標： Sustainable Development Goals)の目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の目標に位置付けられ、この5つの目標達成に向けて取組を進めていきます。

